

目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向 1 男女平等参画の啓発の推進

固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などについて、道民の理解の促進を図る啓発活動は、男女平等参画社会づくりに向けたすべての取組の根幹をなすものです。平成27年度の道民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「同感しない」と回答した人が46.1%であり、過去の調査と比較して「同感しない」とする人の割合は上昇しているものの、依然として5割に満たない状況であり、こうした固定的な性別役割分担意識の解消に向け効果的に啓発を進めていくことが重要です。

また、青少年の段階から男女平等参画の理解を深めていくことが重要です。情報通信の高度化が進む中で、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの新たなメディアが青少年に与える影響は大きいことから、青少年の健全育成の観点をより重視した表現への配慮等が求められます。

男女平等参画の促進は、国際社会における理念や先進的な取組の内容を参考とするなど、今後とも国際的な視野に立って活動していくことも大切です。

【施策の方向】

（1）広報・啓発活動の充実

- ① 男女平等参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるようあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発を進めます。
- ② 市町村や地域活動を行う団体のほか様々な民間団体等と連携し、啓発や研修機会などを充実し、男女平等参画の意識の高揚を図ります。
- ③ 「道立女性プラザ」などにおいて、男女が主体的に生きるための研修や関連情報の収集、提供の充実を図るとともに、地域で活動する男女平等参画推進団体などとのネットワーク化を推進します。
- ④ 男女平等参画に関わる諸問題について定期的に調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。

また、男女平等参画に関する情報の収集・提供の充実を図るとともに、インターネットの活用などにより、関係団体や市町村等への情報提供に努めます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-------|
| ●男女平等参画に関する広報、啓発紙の作成、配布 | 環境生活部 |
| ●男女平等参画に貢献した団体、個人への表彰 | 環境生活部 |
| ●道立女性プラザにおける、男女平等参画に関する講座、講演会等の実施及び情報の収集、提供 | 環境生活部 |
| ●各種男女平等参画関連調査の実施、情報の提供 | 環境生活部 |

(2) メディア等における男女平等の理念への配慮

- ① 青少年健全育成条例の趣旨を踏まえ、性や暴力表現を扱った出版物等の取扱いなどについて適切に対応するとともに、関係業界の自主的な取組の促進等を図り、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の浄化を促進します。
- ② 男女平等参画の視点から、道の発行する広報・出版物が守るべき表現方法などのガイドラインを職員に周知徹底します。
- ③ 学校教育の中で、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる膨大な情報を主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。
- ④ 人権の尊重や男女平等の理念等に配慮した放送・出版等メディア等関係者に理解を促すよう努めます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-------|
| ●北海道青少年健全育成条例の遵守及び青少年を取り巻く環境の浄化、啓発の実施 | 環境生活部 |
| ●「公的広報の手引き」により職員に周知 | 環境生活部 |
| ●総合学習等の時間に児童生徒の発達段階に応じ、多量の情報を適切に判断、創造し発信、伝達できる能力の育成 | 教育庁 |

(3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進

- ① 男女平等参画が国際的な取組であることを踏まえ、学校教育や社会教育の場における国際理解教育の充実や、在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際交流・国際理解の促進に努めます。
- ② 本道の優れた技術や情報の蓄積を活かした海外への国際協力を通じて、国際社会における男女平等参画社会の現状や先進的事例等の理解の促進に努めます。

| 具体的な取組 | | | | | | 所管 |
|--|--|--|--|--|--|-------|
| ●英語指導助手の配置、小中高の英語教員の英語力、指導力向上を目的とした研修の実施等による外国語教育の充実 | | | | | | 教育庁 |
| ●国際交流員の配置による地域レベルでの国際交流の推進 | | | | | | 総合政策部 |
| ●海外技術研修員の受入、国際協力研修団の派遣 | | | | | | 総合政策部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|--------------------------------|----|------|-----|------|-----|---------------|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する同感しない人の割合 | % | 46.1 | H27 | 60.0 | H34 | 道民意識調査 |

目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向 2 男女平等の視点に立った教育の推進

男女平等参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等参画社会についての正しい理解や人権、性の尊重、自立の意識を持つことが大切です。

家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において、こうした一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしています。

家庭においては、親の意識や生活態度が子どもに大きな影響を与えます。特に、「男の子だから、女の子だから」といった、性によって区別したしつけなどは、個性を育てる上で大きく影響するとともに、子どもの可能性を狭めることにもつながりかねません。

また、学校教育は、青少年の成長や自立した社会人となるために大きな影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通じ、男女平等意識の高揚や相互の協力、理解についての指導の充実を図ることが重要です。

さらに、社会においても、男女平等参画社会の意義について理解を促進する上で、生涯学習の振興は重要な意義を持ちます。

【施策の方向】

(1) 家庭における男女平等教育の推進

- ① 家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図ります。
- ② 人権教育について、親子が共に学習できる機会の確保や、子どもや要介護者を安心して託せる体制づくりなど、家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができるような環境づくりに努めます。

| 具体的な取組 | 所 管 |
|-------------------------------|-------|
| ●男女平等参画及び人権教育に関する広報、啓発紙の作成、配布 | 環境生活部 |

(2) 学校における男女平等教育の推進

- ① 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育を進めます。
また、高等教育機関における教育・研究活動が、男女平等参画の理念を踏まえて行われるよう啓発に努めます。

- ② 学校教育に携わる教職員に対し研修等により人権の尊重や男女平等参画社会に関する正確な理解の促進に取り組むとともに、生徒学生等に対し性別にとらわれない教育觀に立った進路指導、就職指導の充実を図ります。
- ③ 高校生向け副読本等の学習資料のインターネットでの提供など、男女平等教育の支援に努めます。

| 具体的な取組 | | 所管 |
|------------------------------|--|-------|
| ●児童生徒の人権や男女平等参画に配慮した教育の推進 | | 教育庁 |
| ●男女平等参画に関する教職員を対象とした研修の実施 | | 教育庁 |
| ●「男女平等参画ガイドブック」をホームページ上で情報提供 | | 環境生活部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|---|----|------|-----|--------|-------|--|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 全日制道立高等学校普通科において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合 | % | 59.6 | H27 | (50.0) | (H29) | 北海道教育推進計画(第四次 北海道教育長期総合計画) ※次期計画において目標変更予定 |

(3) 社会における男女平等教育の推進

- ① 社会教育関係者に対して、研修等により男女平等参画社会に関する正確な理解の促進や、人権の尊重について意識の高揚を図ります。
- ② 「道立女性プラザ」や「生涯学習関連施設」などで、男女平等参画社会に関する基本的な認識の理解を深めることができるよう学習機会の充実及び学習の促進に努めます。
- ③ 市町村、女性団体や経済団体などの民間団体における男女平等参画社会づくりへの取組について情報提供等の支援に努めます。

| 具体的な取組 | | 所管 |
|---|--|-----------|
| ●人権の尊重に関する社会教育関係者を対象とした研修の実施 | | 教育庁 |
| ●「道立女性プラザ」や「生涯学習関連施設」における講座、セミナーの開催や図書、DVD等の閲覧など学習機会の充実 | | 環境生活部、教育庁 |
| ●男女平等参画に関する広報、啓発紙の作成、配布 | | 環境生活部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|---------------------|----|------|-----|------|-----|--------------------------|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 生涯学習の成果を活用している住民の割合 | % | 40.3 | H26 | 80.0 | H37 | 北海道総合計画(生涯学習に関する住民の意識調査) |

目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

基本方向1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進

人口減少問題や地域活力の低下といった社会的背景、第1次産業を基幹産業とする本道の地域特性、根強く残る固定的な性別役割分担意識などの状況から、地域における人々の意識の変革や女性の活躍支援が大きな課題となっています。行政をはじめ、商工業などの地域の中小企業や農林水産業などの各分野における女性の参画による男女平等参画の推進、コミュニティ活動や生きがいづくりなどの地域活動の活性化、地域の資源を活かした6次産業化により活躍の場を確保するなど、女性が生きがいを持ち、女性の力を地域づくりにつなげるための取組が必要です。

このような中、道内各地において、女性団体やグループによる活発な活動、企業による両立支援、女性ならではの感性を生かした農村振興など、様々な分野で女性が持つ能力を活かした活動が徐々に行われるようになり、それを支援する取組なども行われています。

女性の活力を道内全体での地域づくりにつなげるため、こうした各地で取り組まれている好事例を顕彰し、情報として広く明らかにすることなどにより、取組の横方向への拡大を図ることが必要です。

【施策の方向】

(1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築

- ① 経済団体や第1次産業団体などの多様な主体で構成する「北の輝く女性応援会議」において、女性の活躍に向けた情報や課題を共有し共通認識の下にそれぞれの得意分野に取り組み、女性の多様な生き方の選択に応じた細やかな北海道らしい女性の活躍をオール北海道で支援します。
- ② 女性の活躍に向け、各地域における、国や道、市町村など関係機関等による連携体制を構築し、女性の活躍の気運を醸成します。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-------|
| ●「北の輝く女性応援会議」の開催 | 環境生活部 |
| ●「北の輝く女性応援会議」による「女性の元気応援メッセージ」（平成27年2月）の普及と「女性の活躍応援自主宣言」の拡大 | 環境生活部 |
| ●女性の活躍に係る気運醸成を図るための積極的な広報、啓発などの推進 | 環境生活部 |
| ●女性活躍に係る地域連携会議の開催 | 環境生活部 |

(2) 地域で活躍する女性の「見える化」

- ① 活躍している個人、団体、グループなどを顕彰し身近なモデルとして示すとともに、両立支援を推進する企業や地域振興などの活動成果を紹介するなど、見える化することにより地域での女性の活躍や企業の取組などを喚起します。
- ② 地域で活躍する女性や企業における支援の取組を一元的に集約、発信することで効果的な情報提供を行うとともに、多様な女性のニーズに沿ったきめ細やかな支援情報を提供します。
- ③ 家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で重要な役割を担っている女性の経験や視点を道政の各分野の施策へ反映するよう努めます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-------|
| ●職業生活における女性の能力発揮や職域拡大、子育て支援などの仕事と家庭の両立に積極的 取り組む企業を認定する「北海道なでしこ応援企業認定制度」の推進 | 経済部 |
| ●北海道なでしこ応援企業表彰、シンポジウム等の開催による普及啓発 | 経済部 |
| ●農業経営の改善や起業、農業生活の充実、地域の振興などに積極的に取り組んでいる女性農業者等の活動を顕彰・表彰 | 農政部 |
| ●男女平等参画社会実現への気運を醸成するため、男女平等参画の活動を顕彰・表彰 | 環境生活部 |
| ●北の輝く女性応援会議などの情報のほか、企業やN P O 等の活動情報など、女性の活躍を支援する多様な情報の一元的提供 | 環境生活部 |
| ●女性の多様な生き方の選択に対応した身近なロールモデル等の情報の収集及び提供 | 環境生活部 |
| ●仕事と家庭の両立や育児など、女性の抱える悩みや意見についての交流サイトの運営 | 環境生活部 |
| ●「未来を創る女性懇話会」の開催 | 環境生活部 |

目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

基本方向2 働く場における女性の活躍促進

働くことは、生計を維持し、経済的な基盤を形成するためであることはもちろん、人々の自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が、性別にかかわらず、結婚や出産などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるよう環境を整えていくことが重要です。

本道の女性の就業状況を年齢階級別にみると、30歳代前半を底とする、いわゆるM字カーブ^{*}の谷は浅くなっているものの、まだ継続就業を希望しながら結婚、出産、育児、介護などにより離職する女性も多い状況です。女性が仕事と家庭生活を両立し、女性の意志や考え方を反映させていくためには、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場に女性の参画を進めるとともに、就労の継続や再就職を支援するなど女性の能力が十分発揮できるよう様々な取組を促進していく必要があります。

※「M字カーブ」

日本の女性の労働力を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

【施策の方向】

(1) 政策・方針決定への女性の参画拡大

- ① 道において、女性の職員や教員のキャリア形成に関する意識を高める取組や、将来の役付職員への登用を意識した人事配置を進めることなどにより、女性の職員や教員の管理職員への積極的な登用に努めます。
- ② 道の審議会等委員の任命に際し女性を積極的に登用するとともに、女性の人材リストの整備・活用により、女性の登用の促進を図ります。
- ③ 市町村における審議会等の委員への女性の参画状況を把握し、結果を広く公表するとともに、登用の促進について協力を要請します。
- ④ 企業や各種団体等における方針等の決定の場に女性が参画できるよう、理解と協力を関係者に働きかけます。
- ⑤ 企業などにおける女性の参画状況を把握し、情報の提供を行うなど女性登用への気運醸成を図ります。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|----------------|
| ●女性職員のキャリア形成意識の向上、女性登用の拡大 | 総務部、教育 府、道警 |
| ●道の審議会等委員への女性登用の促進 | 環境生活部 |
| ●市町村を対象とした女性登用実態調査の実施及び審議会委員等への登用の 働きかけ | 環境生活部 |
| ●企業・各種団体に対する方針決定過程への女性参画への理解と協力の働き かけ | 環境生活部、經 済部 |
| ●企業における女性の参画状況等の就業環境の調査及び公表 | 経済部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|-------------------------------|----|------|---------|------|-----|----------------------------|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 道の審議会等における女性委員の登用率 | % | 37.6 | H28.4.1 | 40.0 | H34 | 環境生活部調(付属機関における女性委員の登用状況調) |
| 道(知事部局等)の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合 | % | 6.0 | H28.4.1 | 8.0 | H31 | 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 |

(2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

- ① 仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立のための制度の定着促進を進めます。特に、男性が自らを生活者として認識する機会の充実を図り、仕事と家庭生活の調和を取りながら暮らすことの大切さについての啓発を進めます。
- ② 育児・介護休業制度等の活用促進や、短時間勤務制度等の多様な勤務形態の導入促進、次世代育成支援対策支援法や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出とその積極的な実施など、企業における取組を支援し、誰もが安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。
- ③ 労働者が心身の健康を確保しつつ、仕事と家庭生活の調和が図られるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進します。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-------|
| ● 仕事と家庭の両立支援を積極的に行う企業の登録を行う「北海道あつたかファミリー応援企業登録制度」の推進 | 経済部 |
| ● 北海道なでしこ応援企業表彰、シンポジウム等の開催による普及啓発 | 経済部 |
| ● 労働相談ホットラインによる労働者及び使用者からの労働相談対応 | 経済部 |
| ● 企業のトップや人事担当者を対象とするセミナーの開催など意識改革の推進及び女性の活躍に意欲的な企業の優良事例の紹介 | 環境生活部 |
| ● 男性を対象としたケアメン、イクメン講座の実施などの情報提供 | 環境生活部 |
| ● 職業生活における女性活躍の取組みを積極的に推進する企業を認定する「北海道なでしこ応援企業認定制度」の推進 | 経済部 |
| ● 企業の就労環境の改善などに係る包括的な支援をワンストップで行う拠点として「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、労働環境の改善の相談等の対応 | 経済部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|-----------------------|----|-------|--------------------|-------|--------------------|---------------------------------|
| | | 現況値 | 年度 H:年度 h:暦年 | 目標値 | 年度 H:年度 h:暦年 | |
| 道（知事部局等）の男性職員の育児休業取得率 | % | 3.7 | H27 | 10.0 | H36 | 次世代育成支援対策推進法に基づく第三期北海道特定事業主行動計画 |
| 育児休業取得率 | 男性 | % | 4.0 | H27 | 13.0 | 北海道総合計画(経済部調(労働福祉実態調査)) |
| | 女性 | % | 81.2 | H27 | 90.0 | |
| 年間総労働時間 (フルタイム労働者) | 時間 | 2,027 | h27 | 1,922 | h37 | 北海道総合計画(厚生労働省「毎月労働統計調査」) |

（3）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- ① 職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する制度の周知に努めます。
- ② 雇用分野での男女の均等な機会の確保のため、その能力を十分に発揮できる環境づくりや女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）が促進されるよう、関係機関と連携して、事業主に対し啓発を行います。
- ③ 男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントについての認識を高め、防止対策等の周知徹底に努めます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-------|
| ●男女平等参画に関する情報の提供、普及啓発 | 環境生活部 |
| ●道立女性プラザにおける、男女平等参画に関する講座、講演会等の実施及び情報の収集、提供 | 環境生活部 |
| ●男女雇用機会均等法や就労に関する制度の周知 | 経済部 |
| ●労働問題セミナー等でのセクハラ防止に関する意識啓発 | 経済部 |

(4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援

- ① ものづくり産業や本道の強みである食と観光、道民生活の安定を図るために不可欠である「福祉、介護」、「建設」分野を支える女性等の多様な人材が活躍できるよう人材育成の取組に努めます。
- ② M字カーブの解消に向け、結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援します。
- ③ 育児、介護休業制度の普及、保育サービスの充実など仕事と家庭生活の両立支援に向けた取組を推進します。
- ④ 結婚・出産、育児・介護等のライフイベントに関わりなく、育児後の再就職など、希望する者が働くことができるよう、資格取得に向けた職業能力開発機会などを提供していきます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-----|
| ●女性の就業が少ない産業への就業促進や人材の確保、多様な人材の育成 | 経済部 |
| ●ものづくり「なでしこ」の取組によるものづくり産業への女性の参画促進 | 経済部 |
| ●仕事と家庭の両立支援を積極的に行う企業の登録を行う「北海道あつたかファミリー応援企業登録制度」の推進 | 経済部 |
| ●北海道なでしこ応援企業表彰、シンポジウム等の開催による啓発の推進 | 経済部 |
| ●職業生活における女性活躍の取組みを積極的に推進する企業を認定する「北海道なでしこ応援企業認定制度」の推進 | 経済部 |
| ●高等技術専門学院への女性訓練生の入校促進 | 経済部 |
| ●マザーズハローワークやマザーズキャリアカフェなどによる働きたい女性に対するきめ細やかな就職支援サービスの提供や非正規労働者への対応 | 経済部 |
| ●民間教育訓練機関等への訓練の委託等の就労支援 | 経済部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|----------------|----|------|-----|---------|-----|----------------------------|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 女性(25～34歳)の就業率 | % | 70.6 | h27 | 全国平均値以上 | h31 | 北海道総合計画 (総務省統計局「労働力調査」) |

(5) 女性の円滑な再就職の支援

- ① 仕事と子育ての両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランス*のための職場環境の整備や、子育てをしながら働く女性のキャリアアップなどの取組を進めるなど、子育てしながら、再就職を希望する女性の早期再就職の実現に努めます。
- ② 再就職の促進を図るため、必要な情報提供や相談、職業能力開発の充実に努めます。
- ③ 再就職を希望する育児中の女性を支援するため、保育の受け皿の拡充や放課後子ども教室の設置促進を図るなど、多様なニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援体制の充実を図ります。

| 具体的な取組 | 所 管 |
|--|-------|
| ●マザーズ・キャリアカフェによる復職を希望する女性などに対するきめ細かな就職支援サービスの提供 | 経済部 |
| ●女性の離職者、転職者、非正規労働者等に対する職業訓練の実施 | 経済部 |
| ●結婚・出産により離職し再就職を希望する女性と受け皿となる企業の職場環境改善による就業促進の取組のモデル的な実施、普及を検討 | 経済部 |
| ●保育所の整備や認定こども園の設置促進など、保育サービスの充実 | 保健福祉部 |

(6) 起業・多様な働き方支援

- ① 創業希望者への各種支援情報の提供などを実施します。
- ② 仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働のは正とともに、短時間労働在宅勤務、配偶者転勤動向の導入・拡充など、多様な女性の生き方にあった働き方を選択できる環境整備及び子育て期をはじめとした男性の働き方の見直しや意識改革など、取り組みを進めています。

※用語解説

- ワーク・ライフ・バランス：男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」では、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。」と定義している。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-----------|
| ●地域における創業気運の醸成や創業環境の整備 | 経済部 |
| ●北海道web創業塾の開設による各種支援情報の提供 | 経済部 |
| ●関係団体等による女性向け起業家講座の開設や各種起業支援の取組の促進 | 経済部、環境生活部 |
| ●働く場所と時間を柔軟に選ぶことのできるテレワーク*等の普及を促進 | 総合政策部、経済部 |
| ●地域限定正社員や短時間正社員など「多様な正社員制度」に関する情報提供 | 経済部 |
| ●関係機関と連携し、「くるみん」認定制度の周知など、企業等における仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりを推進 | 環境生活部 |

(7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

- ① 企業経営者や労働者等を対象とした労働問題セミナーの開催や関係法令、重要な労働問題に関する周知、啓発や相談支援等を行います。
- ② 地域限定正社員や短時間正社員など「多様な正社員制度」の導入の普及や、在職者への職業訓練を通したスキルアップのほか、パートタイム労働者*や派遣労働者*などの非正規労働者の正社員化や均等待遇の確保など、労働条件の改善に向けた取組を推進します。
- ③ 労使間の問題の自主的な解決や勤労者福祉の向上に資するよう、労働相談ホットラインや中小企業労働相談所の利用促進と、国や道労働委員会による個別的労使紛争の解決を促進します。
- ④ パートタイム労働者や派遣労働者等の求職者に対する能力開発の充実に努めます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-----|
| ●労働関係法令等についてアドバイザーの派遣、セミナーの開催、ハンドブックの配布等による周知、啓発 | 経済部 |
| ●非正規労働者の割合の高い産業を対象とした改善例等の普及啓発による正社員化、待遇改善の促進 | 経済部 |
| ●労働相談ホットライン、中小企業労働相談所における相談対応の実施 | 経済部 |
| ●離職者、転職者、非正規労働者等に対する機動的な職業訓練の実施 | 経済部 |

※用語解説

- テレワーク**：情報通信手段を週8時間以上活用する、時間や場所に制約されない働き方をいう。
- パートタイム労働者**：一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される同種の業務に従事している通常の労働者の一週間の所定労働時間よりも短い労働者。
- 派遣労働者**：派遣元（労働者派遣会社）と派遣先となる会社との間で結ばれる労働者派遣契約に基づき、雇用契約は派遣元と結びながら、派遣先の会社の指揮命令を受ける労働者。

(8) 育児、介護の支援体制の充実

- ① 子育てや介護に対する不安や悩みに対して、児童相談所、地域子育て支援センター等の相談支援体制の充実を図ります。
- ② 仕事と育児の両立を支援する事業所内保育所の整備や地域において保育、介護の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター*」の設置や学校の余裕教室を活用するなど、共働き家庭の小学校低学年児童を対象とした放課後児童対策として市町村の「放課後児童クラブ*」の設置を支援します。
- ③ 多様な就業形態に対応した、延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育等多様な保育サービスの整備・拡充を支援するとともに、良好な保育環境の整備に努めます。
- ④ 育児・介護休業制度*の定着を促進するため、企業、団体、社会一般に対する普及啓発を行うとともに、育児や介護の経験者などが地域で自発的に取り組む活動を促進します。
- ⑤ 介護人材の確保と資質の向上、離職防止に努めます。
- ⑥ 復職を目指す潜在保育士（保育士有資格者で保育士として未就労の方）に対して再就職を支援します。
- ⑦ 子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図るとともに、地域で展開される子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミュニティの形成促進などにより、安心して子育てできる住環境づくりを進めます。

※用語解説

- ファミリー・サポート・センター**：育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**：仕事などで、昼間保護者のいない子どもたち（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業（いわゆる学童保育）。
- 育児・介護休業制度**：育児・介護休業法に基づき労働者が育児や家族の介護のために一定期間休業できる制度。

| 具体的な取組 | | 所管 |
|--|--|-------|
| ●相談対応や子育て助言など、子育て家庭に対する支援を行う地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）の整備 | | 保健福祉部 |
| ●ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブの設置促進 | | 保健福祉部 |
| ●多様な就業形態に対応した、延長保育、夜間保育等子育て支援サービスの提供体制の整備の支援 | | 保健福祉部 |
| ●労働関係法令等についてセミナーの開催や労働に関する基礎知識をまとめたガイドブックの配布等による周知、啓発 | | 経済部 |
| ●地域で子育てを支援する団体への参加促進や地域で認知症の人とその家族を支援し見守り体制を構築する認知症サポートーの養成 | | 保健福祉部 |
| ●介護支援専門員（ケアマネージャー）等の養成 | | 保健福祉部 |
| ●潜在保育士に対する研修の実施 | | 保健福祉部 |
| ●子育て世帯などに配慮した公営住宅などの供給促進 | | 建設部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|-----------------------|-----|------|-----------|----------|-------|--|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| ファミリー・サポート・センターの設置市町村 | 市町村 | 53 | H27 | 76 | H31 | 第三期子ども未来づくり計画 |
| 地域子育て支援拠点事業の実施数 | 箇所 | 383 | H27 | 398 | H31 | 同 上 |
| 放課後児童クラブ設置数 | 箇所 | 987 | H27 | 1,016 | H31 | 同 上 |
| 放課後子ども教室の実施割合 | % | 58.6 | H27 | 100 | H29 | 北海道教育推進計画 |
| 保育所入所待機児童数 | 人 | 94 | H28, 4. 1 | (待機児童ゼロ) | (H29) | 北海道総合計画（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」) ※次期計画において目標変更予定 |
| 延長保育実施数 | 箇所 | 733 | H27 | 856 | H31 | 第三期子ども未来づくり計画 |
| 夜間保育の実施数 | 箇所 | 9 | H27 | 10 | H31 | 同 上 |
| 休日保育の実施数 | 箇所 | 31 | H27 | 55 | H31 | 同 上 |
| 子育て短期支援実施市町村 | 市町村 | 37 | H27 | 47 | H31 | 同 上 |

(9) 相談業務の充実

- ① 仕事と子育ての両立や復職等について女性のライフステージに応じた専門的な相談等を実施するほか、様々な相談に総合的に対応するとともに、各専門相談窓口とも連携して必要な情報を提供し、女性の活躍を推進します。
- ② 企業の就労環境の整備に係る相談に対応するとともに、業界団体と連携して改革プランを策定するなど働き方改革の取組を促進し、雇用環境の改善を進めます。
- ③ 労使間の問題の自発的な解決や勤労者福祉の向上に資するよう労働相談ホットラインや中小企業労働相談者の利用促進を図ります。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-------|
| ●マザーズ・キャリアカフェによる復職を希望する子育て中の母親等に対するカウンセリング | 経済部 |
| ●女性の活躍支援センターによる相談 | 環境生活部 |
| ●ほっかいどう働き方改革支援センターによる相談 | 経済部 |
| ●労働相談ホットラインや中小企業労働相談所による相談 | 経済部 |

目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

基本方向3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

北海道で農業、漁業に就業する女性の割合は、農業で〇〇%、漁業でも〇〇%（平成27年国勢調査（H29.4公表予定））を占めるなど、農林水産業や農山漁村社会において、女性は重要な役割を果たしています。農林水産業においては、女性の経営参画の取組も徐々に進んでいますが、総じて固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどから、経営上の決定には参画しにくく、その意欲や能力、特性が十分発揮されづらい状況にあります。

農林水産業に従事してその経営に貢献している女性や、商工業等の自営業で家族従事者として重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確化することが大切であり、対等なパートナーとして男性と共にあらゆる活動に参画していくことができる環境の形成が求められています。

また、農山漁村では、過疎化、少子高齢化の進行が一層深刻であり、持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現のためにも、女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりを進めていくことが大切です。

【施策の方向】

（1）農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

- ① 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発の充実に努めます。
- ② 女性の経営への参画が進むよう、参画状況を把握し、情報提供を行うなど、その気運の醸成を図るとともに、関係者に対し理解と協力を働きかけるなど、経営をはじめ生活のあらゆる場における男女平等参画の推進を図ります。
- ③ 女性が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定^{*}等の取組を進め、女性の社会参画、経営参画の促進を図ります。

※用語解説

- 家族経営協定**：家族農業経営において、女性、後継者等農業に従事する世帯員の個人の地位及び役割を明確化し、世帯員をそれぞれ経営のパートナーとして位置付けるための当事者間の話し合いによる取決め。内容は、営農計画の作成、収益の分配、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取決め等様々なものがある。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-------|
| ●男女平等参画に関する情報の提供、普及啓発 | 環境生活部 |
| ●女性同士のネットワークの強化等に向けた活動支援や、青年農業者との意見交換など男性側の理解促進に向けた取組等を推進 | 農政部 |
| ●林業女性グループ及びリーダーの資質の向上と育成確保を図るため研修等の実施 | 水産林務部 |
| ●商工会女性部員である女性経営者・後継者としての自己啓発、研鑽に関する各種研修事業への助成 | 経済部 |
| ●女性グループが行う水産加工やイベントでの水産物販売などの応援及び情報発信 | 水産林務部 |
| ●経営管理、生産技術、経営の多角化等に関する研修と併せ、家族経営協定の締結促進に係る取組を実施 | 農政部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|-------------|----|-----|-----|------|-----|-----------------------|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 指導農業士の女性の割合 | % | 8.1 | H27 | 25.0 | H32 | 第5期北海道農業・農村振興 推進計画 |

目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

基本方向4 地域社会における男女平等参画の促進

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化などから、身近な地域での交流や人々の結びつきは希薄化してきています。

こうした中で、地域社会を豊かにするためには、男女を問わず、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高めていく力である地域力の育成・向上が必要となっています。

地域活動への参加状況については、まちづくりや防災関係の活動では男性の割合が高く、PTAや福祉関係の活動では女性の割合が高くなっています。また、自治会長やPTA会長など活動のリーダーにおける女性の割合は低い状況にあることから、多様な分野に男女が共に参画するとともに、役職等への女性の登用が進むことが必要です。

また、女性としての視点、経験や知識が活かされることが一層期待される、防災、地域おこしやまちづくり等の分野への女性の参画が望まれています。

特に、防災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女平等参画の視点から、「事前の備え」、「避難所運営」、「被災者支援等の体制」の確立を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 地域活動の促進

- ① PTA、自治会、青年団体、消費者団体、その他各種団体等の地域活動^{*}における男女平等参画を促進するとともに、その方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ② 市民活動^{*}への参画を促すため、意識の醸成について啓発を行うとともに人材の育成や学習機会の充実を図ります。
- ③ 市町村に対し、男女共同参画市町村計画及び女性活躍推進計画策定の必要性の理解促進とともに積極的な働きかけにより、地域における男女平等参画社会及び一層の女性活躍推進に向けた合意形成を目指します。

※用語解説

- 地域活動**：豊かで活力のある住み良い地域社会の形成を目的とする、地域に密着した公益的な活動。ボランティア、コミュニティ活動のほか、NPO活動等の市民活動を含む。
- 市民活動**：當利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的、かつ、自発的に行われる活動。

④ 男女平等参画に係る地域活動団体や次世代を担う若者の取組やリーダーの育成に係る支援を図るとともに、全道の地域活動団体のネットワークづくりを支援し、交流を推進します。

⑤ 男女平等参画を推進するため、「道立女性プラザ」の機能充実に努めるとともに、男女の地域活動を促進するため、社会活動拠点の機能の充実を図ります。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-----------|
| ●女性の参画促進に向けた意識啓発、学習機会の提供 | 環境生活部 |
| ●社会教育活動を行う団体に対して助成 | 教育庁 |
| ●市民活動を支える人材の育成 | 環境生活部 |
| ●道民、市町村、市民活動団体との全道的なネットワーク形成の拠点として道立市民活動促進センターの機能強化 | 環境生活部 |
| ●全道的なボランティア活動への基盤整備や、福祉教育、資質向上研修、広報啓発などのボランティア活動の推進 | 保健福祉部 |
| ●次世代リーダー養成塾や青年活動リーダー養成の実施 | 環境生活部、教育庁 |
| ●あらゆる分野におけるキーパーソン（女性活躍ロールモデル）の発掘、紹介 | 環境生活部 |
| ●地域住民が他の団体等との連携・協力を含めた具体的な方策にかかる専門的な知識や技術の習得に関する研修 | 教育庁 |
| ●女性プラザなどの活動拠点の機能充実 | 環境生活部 |

(2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進

① 防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用促進に取り組みます。

② 防災に関する施策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

③ 女性消防団員の入団が促進されるよう、女性団員の活動内容や活躍を広く道民に周知します。

④ 市町村の避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとします。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-----|
| ●防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大 | 総務部 |
| ●避難所や災害ボランティア活動現場における、安全性及びプライバシーの観点から睡眠室、更衣室や仮設トイレ等について女性への配慮 | 総務部 |
| ●リーフレットの配布やイベント開催など女性消防団への加入の啓発 | 総務部 |
| ●婦人防火クラブの育成と活動の強化、防火思想の普及啓発 | 総務部 |
| ●防災現場における女性が活躍している事例等の積極的な情報発信 | 総務部 |

目標Ⅲ 安心に暮らせる社会の実現

基本方向1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります、特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。また、配偶者からの暴力においては、配偶者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、関係機関との更なる連携を図り、被害者に対する効果的な支援が必要です。

また、ストーカー事案は、重大事件に発展するおそれのある行為です。被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるとともに、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

- ① 性犯罪及び売買春、配偶者からの暴力、ストーカー行為などについては、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処に努めるなど、関係機関と連携しながら被害の防止及び被害者支援に努めます。
- ② 配偶者からの暴力については、北海道配偶者暴力防止基本計画に沿って道立女性相談援助センター、民間シェルターや母子生活支援施設等社会福祉施設などが連携しながら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援を進めます。また、配偶者からの暴力が児童虐待に当たる場合は関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- ③ 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力及びストーカー行為などあらゆる暴力に対して、暴力の予防と根絶に向けて広く意識啓発に努めます。特に、交際相手からの暴力（データDV）防止のため、若年層への啓発の充実を図ります。
- ④ 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターや性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）などの相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知の徹底に努めます。
- ⑤ 雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発の徹底に努めます。
- ⑥ 日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めるとともに、外国人、障がいのある方からの相談に応じることができるように、体制の整備に努めます。

- ⑦ 被害者の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-----------|
| ●暴力を防ぐための関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援 | 道警 |
| ●被害者の適切な保護及び自立支援 | 環境生活部 |
| ●男女平等参画に関する教育の充実 | 教育庁 |
| ●男女平等参画やDVに関する教職員を対象とした研修の実施 | 環境生活部、教育庁 |
| ●性犯罪等被害者の相談及び被害申告を促進するため、警察本部や指定交番等に被害者相談窓口の開設 | 道警 |
| ●犯罪被害者等の相談対応など総合的な支援の充実 | 環境生活部 |
| ●労働問題セミナー等によるセクハラ防止に関する意識啓発 | 経済部 |
| ●外国版リーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人被害者の啓発の充実 | 環境生活部 |
| ●関係職員の研修及び相談体制の充実 | 環境生活部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|--------------------|----|------|-----|-------|-----|---------------|
| | | 現況値 | 年度 | 目標値 | 年度 | |
| 配偶者などからの暴力(DV)の周知度 | % | 75.9 | H28 | 90.0% | H34 | |

目標Ⅲ 安心に暮らせる社会の実現

基本方向2 みんなが安心して暮らせる環境の整備

経済情勢の変化に伴い、非正規雇用といった労働環境が厳しさを増す中で、貧困や地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。

L G B T 等性的マイノリティ（以下「L G B T 等」という。）*については、人権教育や啓発活動の促進に努める必要があるとともに、L G B T 等の児童生徒に関する学校における相談体制の充実が必要です。

※「L G B T 等性的マイノリティ」

L G B T （エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。

L G B T は、人口に占める割合が少ないとから性的マイノリティ（性的少数者）と言われることもあります。

| | | |
|-----------------------|-----------|--|
| L e s b i a n | レズビアン | 女性の同性愛者 |
| G a y | ゲイ | 男性の同性愛者 |
| B i s e x u a l | バイセクシュアル | 両性愛者 |
| T r a n s g e n d e r | トランスジェンダー | 身体と心の性別に違和感があり、生まれた時の性別とは違う性別で生きたいと望む人 |

【施策の方向】

(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援

- ① ひとり親家庭の母親を対象に技能習得、就業情報の提供など就業支援サービスの提供や生活、育児などにおける様々な相談、指導を母子家庭等就業・自立支援センターにおいて行うほか、職業能力開発の向上に向け必要な給付金の支給などを行います。
- ② ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用した普及啓発を図るとともに、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター職員の資質向上を図るために研修等を行います。
- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金^{*}の活用により、経済的に不安定なひとり親家庭等の生活支援や、保育所の優先入所など就業についても支援します。
- ④ 高校生等がいる市町村民税所得割額^{*}が非課税である世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|---------|
| ●技能習得、就業情報の提供など就業支援の充実 | 保健福祉部 |
| ●関係職員の研修など相談機能の充実 | 保健福祉部 |
| ●母子父子寡婦福祉貸付金による生活・経済的支援 | 保健福祉部 |
| ●高校生等奨学給付金の支給 | 総務部、教育庁 |
| ●非正規労働者の割合の高い産業を対象とした改善例等の普及啓発による正社員化、待遇改善の促進 | 経済部 |

※用語解説

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金**：母子家庭、父子家庭及び寡婦などの経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的に貸し出す事業資金、修学資金、技能習得資金や生活資金などの貸付金。
- 市町村民税所得割額**：市町村民税は、原則、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課されるものを「所得割」という。なお、「均等割」は所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課されるものをいう。

(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。
 - ② 国等と連携し、関係法令に基づく高年齢者雇用措置の着実な働きかけ等を通じて65歳までの雇用確保を図るほか、シルバー人材センター^{*}の活動を支援することにより、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保に努めます。
 - ③ ケアハウス^{*}、生活支援ハウス^{*}、ユニバーサルデザイン^{*}の視点に立った公営住宅などの整備を促進し、高齢者や障がいのある方等が安心・安全に居住できる住まいの供給を促進します。
 - ④ 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、障害のある方や難病の方などに対し適切なりハビリテーションが提供されるよう努めるとともに、在宅療養生活を支えるため、地域の医療機関や訪問看護ステーション等の連携システムを構築・促進し、在宅医療等の基盤整備を図ります。
 - ⑤ 介護予防・生活支援施策の充実を図るため、介護予防に資する事業を実施するとともに、地域の総合相談等により、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進します。
 - ⑥ 高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、介護員などの人材を養成・確保するため、養成施設の整備、研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進します。
 - ⑦ 高齢者や家族の悩みなど多様化する相談、情報ニーズに総合的に応ずる「高齢者総合相談・虐待防止センター」の相談体制の強化を図るとともに、各種相談機関への指導、連携に努めます。
 - ⑧ 希望する全ての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会の実現のため、男女それぞれのニーズに配慮し、関連施策の計画的な推進に努めます。
-

※用語解説

- シルバー人材センター：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、地域毎に設置された、健康で働く意欲のある、原則60歳以上の高齢者が、働くことを通じて社会参加の輪を広げ、生きがいの充実を目的とする会員組織。
- ケアハウス：60歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な方が、無料又は低額な料金で利用できる施設。
- 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）：デイサービスセンターに居住部門等を合わせて、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する小規模な複合施設。
- ユニバーサルデザイン：「すべての人に使いやすいものやまちを作っていきましょう。」という考え方。障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が快適に生活できるよう、都市や生活環境をデザインすること。

⑨ L G B T 等を理由とする偏見や差別をなくしていくため、啓発を行うとともに、教職員向けの研修など、学校での人権教育の充実を図ります。

| 具体的な取組 | 所管 |
|--|-----------|
| ●高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践するための事業に対する助成 | 保健福祉部 |
| ●公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会に対する補助 | 経済部 |
| ●高齢者パネル展などの広報啓発の実施 | 経済部 |
| ●ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備 | 建設部 |
| ●地域リハビリテーション支援体制の整備、在宅医療、家庭看護の基盤整備 | 保健福祉部 |
| ●訪問介護や機能訓練などの介護予防、健康づくりの推進 | 保健福祉部 |
| ●介護職員、看護師、保健師等の人材の確保及び資質の向上 | 保健福祉部 |
| ●高齢者総合相談・虐待防止センターにおける相談 | 保健福祉部 |
| ●障がい者関連施策の計画的な推進 | 保健福祉部 |
| ●L G B T 等に関する人権教育の充実やリーフレットを活用した啓発活動の推進 | 環境生活部、教育庁 |
| ●教職員向けの指導資料の作成、スクールカウンセラーを対象とした研修の実施 | 教育庁 |

目標Ⅲ 安心に暮らせる社会の実現

基本方向3 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

特に、女性は妊娠、出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

本道では、保健、医療機関や医療従事者が地域により偏在しているため、それを是正し、道内のどこに住んでいても必要な保健医療サービスが受けられる体制の整備が求められています。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康支援の推進

- ① 健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことをめざし、保健・医療機関、教育機関等と連携しながら生涯にわたり健康に暮らせるよう心身の健康管理や生活習慣の改善、病気予防の啓発及び体力づくりのための活動を支援するとともに、健康診断、健康相談、予防対策の充実を図ります。特に女性の生涯を通じた健康の保持に関し、安心して相談できる体制の整備に努めます。
- ② 保健医療体制に地域間格差があることを踏まえ、保健関係機関や健康づくりの拠点施設の整備を推進します。
- ③ 社会全体への影響をもたらす薬物乱用や、特に、女性の健康をおびやかす問題であるHIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発の充実に努めます。
また、喫煙や飲酒について、その健康被害に対する正確な情報、特に女性について胎児や生殖機能への影響に関する情報を提供するとともに、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となって、その予防を推進します。

| 具体的な取組 | | 所管 |
|--|--|-------|
| ●道民の健康づくりの推進 | | 保健福祉部 |
| ●喫煙、食生活や運動不足など生活習慣の改善の推進 | | 保健福祉部 |
| ●健康診断、がん検診、保健指導、相談体制の充実 | | 保健福祉部 |
| ●地域スポーツの振興や総合型地域スポーツクラブの普及、育成 | | 環境生活部 |
| ●女性固有の健康上の悩みなどに対応する女性健康相談の充実 | | 保健福祉部 |
| ●保健関係機関や健康づくりの拠点施設の整備 | | 保健福祉部 |
| ●ホームページやリーフレットなどでHIV／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施 | | 保健福祉部 |
| ●薬物乱用根絶に向けた啓発、相談 | | 保健福祉部 |
| ●喫煙、飲酒防止教育の実施、充実 | | 保健福祉部 |

【指標項目】

| 指標項目 | 単位 | 現 状 | | 目 標 | | 備 考 (関連計画) |
|----------------------------|----|------|--------------------|---|--------------------|---|
| | | 現況値 | 年度 H:年度 h:暦年 | 目標値 | 年度H :年度 h:暦年 | |
| 健康寿命 | 歳 | | h25 | H30に都道府県順位 の10ランクアップ [°] 以上をめざし、健康寿 命を延伸させる | h37 | 北海道総合計画(厚生労 働科学研究「健康寿命に おける将来予測と生活習 慣病対策の費用対効果に 関する研究」) |
| | | 71 | | | | |
| | | 74 | | | | |
| 本道の成人の週1回以上のスポート実施率 | % | 59.0 | H26 | 65.0 | H37 | 北海道総合計画(環境生 活部調査「スポーツに 関する実態調査」) |
| 子宮頸がん検診、 乳がん検診受診率 | % | 33.1 | H25 | (50%以上) | (H29) | 北海道医療計画、北海道 がん対策推進計画 ※次期計画にお いて目標変更予 定 |
| | | 31.5 | | | | |
| | | | | | | |
| 常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数 | 箇所 | 21 | H27 | (21) | (H29) | 北海道医療計画 ※次期計画にお いて目標変更予 定 |

(2) 妊娠、出産等に関する健康支援

- ① 日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して医療サービスの提供が受けられるよう、施策の一層の推進を図るとともに、母子保健相談・指導や周産期^{*}医療・小児医療の体制整備を推進します。
- ② 市町村の行う妊産婦・乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業に対する専門的、技術的支援を充実します。
- ③ 不妊治療に関する正しく適切な情報をもとに、男女がその対応について自己決定できるよう、相談・情報提供の充実を図ります。

| 具体的な取組 | 所管 |
|---|-------|
| ● 「女性の健康サポートセンター」による妊娠、出産、子育てに関する悩みから思春期の性感染症、更年期の健康の悩みなど女性の健康上の相談を総合的に対応 | 保健福祉部 |
| ● 市町村が行う妊婦検診の円滑な実施のための支援や、その他母子保健サービスに対する助言、技術的支援の実施 | 保健福祉部 |
| ● 不妊専門相談センターによる相談対応、不妊治療に対する助成 | 保健福祉部 |

※用語解説

- **周産期**：出産周辺期の意味で、この場合の出産とは、胎児の母体外生存が可能となる時期以降の場合を指す。「妊娠満22週以後、生後1週未満」と定義されている。